

変更届の提出はお早めに！

江戸川区



集

回

団

収



NEWS

次に該当する場合は
代表者等変更届の提出が必要になります。

1. 代表者の方が変わった
2. 報奨金を振り込む口座が変更になった



変更届が必要な際、
資源循環推進係へご連絡ください。

必要な書類は下記の通りになります。

①代表者等変更届



②通帳表紙の写し



③通帳中表紙の写し

(銀行名、支店名、口座番号、
口座名義の記載があるページの写し)



④総会等の議事録の写し

(新しい代表者が分かる書類)

第〇回△△総会
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

新しい代表者の
方の氏名

第17号 令和5年11月発行
編集・発行
環境部清掃課資源循環推進係
☎ 03-5662-1689

令和5年4月から
環境部清掃課
「ごみ減量係」は
「資源循環推進係」
になりました。



書類不備や実績報告書が期日までに未提出だと
報奨金の振り込みができない場合があります。

実績報告書の提出期限は実施日の翌月10日までです。

(例 9月実施→10月10日までに提出)



裏面もあります！

皆様からのご質問にお答えします！

Q. 銀行から通帳が発行されないため、変更届に通帳の写しを添付できません。どうしたら良いですか？



A. 通帳の代わりに、残高証明書や取引照合表など、【銀行名、支店名、口座番号、口座名義】が分かるものを添付してね。



Q. 報告書がないんですけど、どうしたら良いですか？



A. 報告書が必要な場合、区役所本庁舎もしくはお近くの事務所の地域サービス係で受け取る事ができるよ。回収業者が持っている場合もあるからまずは回収業者に確認しても良いね。



こちらは江戸川区の広報番組「えどがわ区民ニュース」令和5年10月1日号で紹介した長島町会さんの集団回収の様子だよ！！
住民の方々が協力して回収をしている様子を見て、ぼくも元気をもらったよ！！

